

いじめ関連組織一覧

組織(機関)	概要	構成メンバー	活動内容	活動頻度	事務所管課(議事録保管者)	予防等の取組機能	事案対応機能	相談機能の有無
1 宝塚市教育委員会(会議)		教育委員(5名) 教育委員会事務局(委員会内3部各課)	・いじめ件数、内容の確認 ・疑いのある案件の把握 ・重大事案の把握、経過確認	・毎月1回(件数、疑いのある案件等の定例の報告) ・重大事案の対処方針、進捗については、随時、教育委員会にて確認	教育企画課	○ (承認、指示機能)	○ (承認、指示機能)	×
2 宝塚市いじめ防止対策委員会	いじめ防止推進法第14条第3項及び宝塚市いじめ防止等に関する条例第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として設置	外部有識者3名 (弁護士や知識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有する者)	対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事務を担当する。 (1) 市基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止等のための施策を実効的に行うようするための調査を実施すること。 (2) 推進法第24条の調査及び推進法第28条第1項の調査を実施すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、本市のいじめ防止等に関し必要な事項	年3回程度(定例会) ・件数の発生状況 ・重大事案の審議 ・疑いのある案件	学校教育課	○ (検証、企画機能)	○ (法に基づく調査機能)	×
3 宝塚市いじめ防止等対策推進会議	いじめ防止等の対策の実施状況の検証、進行管理及びその公表を行うなど全庁的な取組を推進する。これらの対策の実効性を確保し、効果的に推進するために全庁的組織として「宝塚市いじめ防止等対策推進会議」を設置する。	庁内外関連部局29名 内訳 教育委員会1部3室12課長 幼、小、中、特別支援学校園長 市長部局7課長	会議の所掌事務 (1) いじめ防止等の対策に係る取組の策定に関すること。 (2) いじめ防止等の対策に係る取組の進捗管理に関すること。 (3) いじめ防止等の対策に係る取組の連絡調整に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、いじめ防止等の対策のために必要があると認められること。	令和元年度設置 令和元年度は2回開催	学校教育課	○ (情報共有機能)	×	×
4 宝塚市いじめ対応ネットワーク会議	いじめ防止等の取組について、関係機関の情報共有を行う	市教育委員会、 市関係機関、 学校関係者、 警察関係、 その他団体の代表者	関係行政機関及び関係団体が、いじめ防止等に関する以下の取組について、的確・迅速な情報共有を図るため、必要に応じて開催する。 ア 宝塚市におけるいじめ問題の現状 イ 各機関で実施するいじめ防止等に関する取組内容について ウ 今後実施すべき対策等について など	必要に応じて、必要なメンバーを招集し、開催する。	学校教育課	○ (情報共有機能)	×	×
5 学校いじめ防止委員会	いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、学校いじめ防止委員会を設置する。 「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消に向けた対応に当たるだけでなく、いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担う。 本市では、既存の生徒指導委員会等とは別に設置する。	各学校に設置。 校長、教頭、教育計画担当教員、研究推進担当教員、生活指導担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーターをはじめ、学校の実情に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成し、チームとして取り組む。	学校いじめ防止委員会の役割 ① 推進法2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことができるように組織体制を確立する。 ② 学校基本方針に基づき、いじめ防止等の取組に関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成するとともに、その実施結果を検証する。また、必要に応じて、学校基本方針を改訂する。 ③ いじめの相談・通報の窓口となるとともに、いじめが疑われる情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・記録する。 ④ いじめが疑われる情報があった時には定例または緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、いじめの有無の判断、指導及び支援体制・対応方針の決定を行う。 ⑤ 校内研修を企画し運営する。 ⑥ 部活動での問題についても共通理解を図り、組織的対応を行う。 ⑦ いじめ防止等に関して保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報提供を行う。 ⑧ 推進法第28条に規定する重大事態の調査を行う。ただし、当該事案の性質に応じ、適切な専門家を加えて対応する。 ※ 学校いじめ防止委員会を中核として、すべての教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ防止等に関する対策を行う。また、教職員は、いじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、一人で抱え込むことなく、管理職や学年職員に相談するほか、学校いじめ防止委員会に報告し、組織的対応を行う。	定例(月1回程度) 必要に応じて随時開催	各学校	○ (情報収集、分析、実行機能)	○ (情報収集、分析、実行機能)	○
6 宝塚市立学校園危機管理チーム	市立学校園において、いじめ事案等を含む事故、事件等の危機事案が発生した際に、児童生徒の状況等の事案の正確な把握、緊急措置の要否及び学校園対応の緊急的指導等、「宝塚市危機管理指針」による「学校園事件・事故対応基本マニュアル」に基づく初動対応に迅速に対応するために教育委員会内に設置	教育委員会関係部署職員、 学校支援チーム支援員	事案が起こるたびにごとに情報収集、初期対応等に当たる。	事案ごと	教育企画課	×	○	×
7 いじめ防止等対策対応チーム(新規)	どのようないじめか、その態様や深刻さの度合いを素早く判断できるよう事務局にいじめ防止等対策担当チームを作ります。チームがいち早く対応に当たります。また、チームが経験を蓄積し、分析することで、学校現場に的確な助言と支援ができるようにします。 重大な事態につながる可能性のある事案と対応策を具体的に例示したマニュアルを作成し、学校に配布します。	学校教育課職員 3名	学校いじめ防止委員会の活動に係る支援、いじめ対策全般を所掌する。	常設	学校教育課	○ (情報収集、分析、実行、支援機能)	○ (情報収集、分析、実行、支援機能)	○